

ライフジャケットは命を守る！ 家族仲間の願いは無事の帰港！



写真提供：（国研）水産研究・教育機構 水産工学研究所

平成30年2月1日以降、20トン未満の小型船舶（漁船）の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になりました！

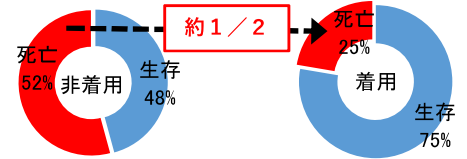
水産庁・国土交通省・海上保安庁・警察庁

平成30年2月1日以降、20トン未満の小型船舶（漁船）の場合 原則、すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられました！

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の死亡率は、非着用の場合に比べて約半分となっており、ライフジャケットの着用は命を守るためにも必要不可欠なものです！

漁船からの海中転落者の生存／死亡率（過去5年）



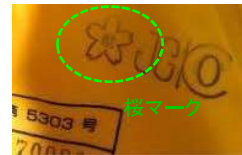
資料：海上保安庁「海難の現況と対策」

使用が認められているライフジャケットの種類

- Aタイプは12海里を超えて操業する小型漁船（船検必要）に使用が認められています。
- A,D,F,Gタイプは12海里以内で操業する小型漁船（船検不用）に使用が認められています。

TYPE : A (法定備品)	TYPE : D	TYPE : F	TYPE : G
<p>【特徴】（作業用救命衣兼用品もあり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーチライトを反射する反射材がある ・ホイッスル（笛）がある ・黄やオレンジなどの発見されやすい色 ・浮力が7.5kg以上ある 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーチライトを反射する反射材がある ・ホイッスル（笛）がある ・黄やオレンジに限らず自由な色 ・浮力が7.5kg以上ある 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黄やオレンジに限らず自由な色 ・浮力が7.5kg以上ある 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶用浮力補助具 ・黄やオレンジに限らず自由な色 ・浮力が5.85kg以上ある

- ライフジャケットの内側には、国が安全性を確認した旨の桜マーク及びタイプ別などの表示があります。
- 着用義務の対象となる場合、原則として、桜マークのあるライフジャケットを着用しなければなりません。



※船員法が適用される漁船において作業を行う場合には、命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用することが義務付けられています。

適用除外となる場合の例

船室内にいる者



命綱・安全ベルトを着用している者



ウェットスーツなどの専用の装備を着用している者（潜水漁業等）



※適用除外などの対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページをご確認ください。

違反すると処分あり！

- 違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！
- 5点以上で免許停止の対象となります！
- 1人乗り漁船で漁ろうにに従事する者には従来どおり点数が付与されます！



※違反点数の付与は、2022年2月1日から開始されます。

資料：国土交通省

水産庁・国土交通省・海上保安庁・警察庁

詳しくは国土交通省ホームページへ

（発行 水産庁漁政部企画課）

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

